

医療法人新生十全会

定期巡回随時対応型訪問介護看護こもれびの家

(連携型 定期巡回随時対応型訪問介護看護)

重要事項説明書

当事業所は、介護保険の指定を受けています。

(京都市指定 第2690900630号)

当事業所は、利用者に対して指定定期巡回随時対応型訪問介護看護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

*当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果、「要介護」と認定された方が対象となります。

◇ 目次 ◇

1. 事業者	2頁
2. 事業所の概要	2頁
3. 事業実施地域及び営業時間	3頁
4. 職員の配置状況	3頁
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	4頁
6. 利用料金のお支払い方法	7頁
7. サービスの利用に関する留意事項	7頁
8. 定期巡回随時対応型訪問介護看護計画	8頁
9. 勤務体制の確保等	9頁
10. 地域との連携	9頁
11. 指定訪問看護事業所との連携	10頁
12. サービス終了に伴う援助について	10頁
13. サービス提供に関する相談・苦情の受付について	10頁
14. 緊急時等における対応方法	11頁
15. 事故発生時等における対応方法	11頁
16. 個人情報の保護及び秘密の保持について	11頁
17. 第三者による評価の実施状況	11頁
18. 衛生管理等について	11頁
19. 虐待防止について	12頁
20. 業務継続計画の策定等について	12頁
21. 身体拘束	12頁

1. 事業者

- (1) 法人名 医療法人新生十全会
- (2) 法人所在地 京都市伏見区日野西風呂町5番地
- (3) 電話番号 075-572-0634
- (4) 代表者氏名 理事長 赤木 博
- (5) 設立年月日 昭和30年8月8日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 連携型指定定期巡回随時対応型訪問介護看護
京都市指定 令和3年3月1日指定
- (2) 事業の目的 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に、または利用者からの随時の通報に適切に対応を行うことにより、利用者が安心してその居宅において生活を送ることを目的とします。
- (3) 事業所の名称 医療法人新生十全会 定期巡回随時対応型訪問介護看護 こもれびの家
- (4) 事業所の所在地 京都市伏見区日野西風呂町5番地
交通機関 JR奈良線 六地蔵駅からバスで10分 降車後徒歩3分または徒歩で15分
上記バス利用条件は、京都市営地下鉄東西線石田駅経由を想定
(京阪バスなごみの里バス停下車)
- (5) 電話番号 075-572-0559
FAX番号 075-572-0367
- (6) 管理者氏名 逢坂 拓平
- (7) 運営の方針
 - ・要介護となった場合でも、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴・排泄・食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行い、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を目指します。
 - ・事業者は、提供するサービスの質の評価を行うと共に、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図ります。
- (8) 事業の開始年月日及び有効期間満了日
令和3年3月1日 より 令和9年2月28日
- (9) 設備の概要・設備基準により、事務室・相談室、および感染症予防に必要な設備または備品を備えます。
 - ・次の通信機器を備え、必要に応じてオペレーターが携帯します。
 - ア.利用者の心身の状況等の情報を蓄積することが出来る機器
 - イ.随時適切に利用者からの通報を受けることが出来る通信機器
 - ウ.利用者が適切にオペレーターに通報できる端末機器

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域

京都市伏見区（日野・春日野・石田・醍醐・北醍醐・醍醐西・池田・池田東・小栗栖・小栗栖宮山）

(2) 営業日 365日

(3) 営業時間 24時間

4. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定定期巡回随時対応型訪問介護看護を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常 勤		非常勤		職務の内容
	専従	非専従	専従	非専従	
1.管理者		1			<ul style="list-style-type: none"> 事業所の従業者および業務の一元的な管理 従業者に基準を遵守させるための必要な指揮命令
介護福祉士		1			
認定特定行為業務従事者					
2.オペレーター		5		6	<ul style="list-style-type: none"> 利用者および家族からの通報を随時受け付け、適切に対応 利用者またはその家族に対して、適切な相談及び助言
介護福祉士		5		5	
看護師				1	
認定特定行為業務従事者					
3.計画作成責任者		1			<ul style="list-style-type: none"> 定期巡回随時対応型訪問介護看護計画の作成および交付 サービス提供の日時等の決定 サービス利用の申し込みに係る調整、サービス内容の管理
介護福祉士		1			
認定特定行為業務従事者					
4.定期巡回サービス		8		9	<ul style="list-style-type: none"> 居宅サービス計画に沿った定期的な巡回
介護福祉士		6		6	
看護師				1	
准看護師					
介護職員基礎研修修了者		1		1	
ヘルパー2級		1		1	
認定特定行為業務従事者					

5.随時訪問サービス		8		9	・オペレーターからの要請を受けての利用者宅訪問
介護福祉士		6		6	
看護師				1	
准看護師					
介護職員基礎研修修了者		1		1	
ヘルパー2級		1		1	
認定特定行為業務従事者					

*（ ）内は、訪問介護・介護予防訪問介護事業 との兼務となります。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、以下の2つの場合があります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 利用料金が介護保険の給付の対象となる場合 (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

(1) 利用料金が介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の本人負担分以外が介護保険から支給されます。

<サービスの概要>

① 定期巡回サービス訪問	介護員等が、定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話
② 随時対応サービス	あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助又は訪問介護員等の訪問もしくは看護師等による対応の要否等を判断するサービス
③ 随時訪問サービス	随時対応サービスにおける訪問の要否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して行う日常生活上の世話

☆定期巡回随時対応型訪問介護看護計画（以下「計画」という）に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助をします。

☆随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーターは計画作成責任者、定期巡回サービスを行う訪問介護員等と密接に連携し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行います。

☆随時訪問サービスの提供にあたっては、計画に基づき、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行います。

☆訪問看護サービスの提供にあたっては、定期巡回随時対応型訪問介護看護を提供する指定訪問看護

事業所および主治の医師との密接な連携に基づき、医師による指示を文書で受けた場合に、指定訪問看護事業所により提供されます。

〈サービス利用料金〉

定期巡回随時対応型訪問介護看護費（連携型）

- 基本料金 1ヶ月ごとの包括料金（定額）です。

要介護度	基本単位	利用料	利用者負担額(1月につき)		
			1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	5,446	58,272円	5,827円	11,654円	17,481円
要介護2	9,720	104,004円	10,400円	20,800円	31,201円
要介護3	16,140	172,698円	17,269円	34,539円	51,809円
要介護4	20,417	218,461円	21,846円	43,692円	65,538円
要介護5	24,692	264,204円	26,420円	52,840円	79,261円

※1円以下の端数は変動することがあります。

- 通所サービス利用時の調整（1日につき）

通所介護、通所リハビリテーション等を利用時は、所定単位数から当該月の通所系サービスの利用日数に以下の単位数を乗じて得た単位数を減じたものを、当該月の所定単位とします。

要介護度	減算単位	減額利用料	利用者利用料減額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	62	663円	66円	132円	198円
要介護2	111	1,187円	118円	237円	356円
要介護3	184	1,968円	196円	393円	590円
要介護4	233	2,493円	249円	498円	747円
要介護5	281	3,006円	300円	601円	901円

※1円以下の端数は変動することがあります。

- 同一建物減算

当事業所と同一建物に居住する利用者にサービス提供を行った場合は、1月につき利用料6,420円（利用者負担：1割642円、2割1,284円、3割1,926円）が減額となります。

- 加算

サービス提供体制加算 (I)	厚生労働大臣が定める基準に適合していることを、市町村に届け出た場合	8,025円/月 利用者負担額： 1割負担：802円 2割負担：1,605円 3割負担：2,407円
-------------------	-----------------------------------	--

介護職員処遇改善加算 (I)	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合	基本単位：所定単位数の 245/1000 利用料：上記の単位数×地域区分 利用者負担額： 1割負担：上記の1割 2割負担：上記の2割 3割負担：上記の3割
総合マネジメント体制 強化加算	個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員や看護職員等の多職種協働により、随時適切に見直しを行っている場合。各サービスの特性に応じて、「病院又は診療所等に対し、日常的に情報提供等を行っている」場合。	基本単位：800 利用料：8,560円/月 利用者負担額：1割負担 856円 2割負担 1,712円 3割負担 2,568円

※1円以下の端数は変動することがあります。

※介護職員処遇改善加算（I）については、区分支給限度基準額の算定対象外となります。

☆上記のサービス料金表によって、利用者の要介護度などに応じた金額をお支払いいただきます。

なお、法定代理受領の場合は給付額を除いた金額をお支払いいただきます。

☆利用者が未だ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うため必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆厚生労働大臣が定める基準の変更、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までに利用者にご説明します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

(ア) 複写物の交付

利用者は、サービスの提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費相当分（1枚につき10円）をご負担いただきます。

(イ) 通常実施区域外の交通費

通常の事業実施地域外へのサービス提供を利用される場合は、1回の利用につき300円をいただきます。

(ウ) 通信料

利用者宅から事業所への通報に係る通信料（電話料金）については、利用者にご負担いただき

エ. 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対応方法

定期巡回随時対応型訪問介護看護の提供に当たり、利用者宅に取り付ける専用のキーボックスにて保管するか、もしくは事業所にて預かるものとします。

利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法を記載した文書を利用者に交付するものとします。また、合鍵を紛失した場合は、すみやかに利用者およびその家族、または管理者に連絡をし、必要な措置を講じるものとします。

(4) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、利用者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

1. 利用者もしくはその家族等からの高価な物品等の授受
2. 利用者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
3. 飲酒及び喫煙
4. 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
5. その他利用者もしくはそのご家族等に行う迷惑行為

(5) 提供の拒否の禁止

利用者からの定期巡回随時対応型訪問介護看護の申し込みに対しては、当該事業所の現員からは利用申し込みに応じきれない場合、または通常の事業の実施地域外からの申込者に対して適切なサービスを提供することが困難である等の正当な理由がない限り、提供を拒否することが出来ません。

(6) サービス提供困難時の対応

前項の正当な理由により、適切な定期巡回随時対応型訪問介護看護を提供することが困難であると認められた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業所への連絡、適当な他の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者等の紹介、その他の必要な措置を速やかに講じるものとします。

(7) 受給資格等の確認

サービス提供を開始する際には、介護保険被保険者証の提示を受け、被保険者資格等の確認を行ないます。

(8) 身分証の携行

訪問介護員は利用者が安心してサービスの提供を受けられるよう、身分を明らかにする名札等を携行し、求めに応じて提示します。

8. 定期巡回随時対応型訪問介護看護計画

(1) 計画作成責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、定期巡回サービス及び随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービス及び随時訪問サービスの内容等を記載した定期巡回随時対応型訪問介護看護計画（以下「計画」という）を作成します。

(2) 計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、居宅サービス計画の内容に

沿って作成しなければなりません。定期巡回随時対応型訪問介護を提供する日時等については、当該居宅サービス計画に位置づけられた定期巡回随時対応型訪問介護看護が提供される日時にかかわらず、当該居宅サービス計画の内容及び利用者の心身の状況を踏まえ、計画作成責任者が決定することができます。

- (3) 計画は、連携する指定訪問看護事業所のアセスメントを踏まえて作成します。
- (4) 計画の作成にあたっては、その内容について利用者またはその家族に説明し、利用者の同意の上、交付します。
- (5) 計画の作成後においても、常に計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行うものとしします。

9. 勤務体制の確保等

- (1) 当事業所は、利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めています。
- (2) 当事業所の従業者によって適切なサービスの提供が行われる体制を構築している場合においても、他の訪問介護事業所等との密接な連携を図ることにより効果的な運営を期待することが出来る場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市町村長が実情を勘案して適切と認める範囲内において、定期巡回サービス、随時対応サービス及び随時訪問サービスの事業の一部を、他の訪問介護事業所等との契約に基づき、訪問介護事業所等の従業者に行わせることができるものとしします。
- (3) 前2項にかかわらず、午前6時から午前8時までの間に行われる随時対応サービスについては、市町村長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との契約に基づき、当該複数の定期巡回随時訪問介護看護事業所が密接な連携を図り、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができます。
- (4) 事業所は従業者の資質向上のために次のとおり研修の機会を確保します。
 - ア. 採用時研修 採用後1か月以内
 - イ. 定期的研修 随時

10. 地域との連携

- (1) 当事業所はサービスの提供にあたって、地域に密着し開かれたものにするために、介護・医療連携推進会議を設置し、サービス提供状況等を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設けるものとしします。
- (2) 介護・医療連携推進会議の開催は、おおむね6ヶ月に1回以上とします。
- (3) 介護・医療連携推進会議のメンバーは、利用者又はその家族、地域住民の代表者、医療関係者、地域包括支援センターの職員、有識者等とします。
- (4) 介護・医療連携推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表します。

1 1. 指定訪問看護事業所との連携

当事業所は、連携する指定訪問看護事業所との協定に基づき、以下の事項について協力を得るものとします。

- (1) 利用者に対するアセスメント
- (2) 随時対応サービスの提供に当たっての連絡体制の確保
- (3) 医療・介護連携推進会議への参加
- (4) その他必要な指導及び助言

1 2. サービスの終了に伴う援助について

利用者は以下の事由により、サービスを終了することができます。

- ア. 要介護認定により利用者の心身の状態が要支援または自立と判断された場合
- イ. 利用者から契約解除の申し出があった場合
- ウ. 利用者及びご家族の故意または重大な過失により、契約の継続が困難な場合
- エ. 事業所のやむを得ない事情による契約の継続が困難な場合
- オ. 利用者が死亡した場合

サービスが終了する場合には、事業所は利用者の置かれている環境等を勘案し、必要な支援を行うよう努めます。

1 3. サービス提供に関する相談・苦情の受付について

- (1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

窓口	逢坂 拓平
受付時間	9:00~18:00
電話番号	075-572-0559
FAX	075-572-0367

- (2) 行政機関その他苦情受付機関

伏見区役所醍醐支所 保健福祉センター健康長寿推 進課	所在地 京都市伏見区醍醐大構町28番地 電話番号 075-571-6471 FAX 075-573-3785
京都府国民健康保険団体連合 会（京都府国保連合会） 介護保険課介護サービス推進室	所在地 京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町620番 COCON烏丸内 電話番号 075-354-9090 受付時間 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 (祝日及び12月29日～1月3日までを除く)

14. 緊急時等における対応方法

サービス提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかにご家族、主治医、および介護支援専門員へ連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

主治医との連絡及び指示が得られなかった場合には、あらかじめ事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに受診等の適切な処置を講じるものとします。

15. 事故発生時等における対応方法

サービスの提供により事故が発生したときは、速やかに京都市、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するものとともに、必要な措置を行うものとします。

事故の状況及び事故に際してとった処置について記録します。利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償保険に応じた損害賠償を速やかに行うものとします。また、事故が生じたその原因を解明し、再発防止のための対策を講じることとします。

16. 個人情報の保護及び秘密の保持について

事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めます。

事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとします。

17. 第三者による評価の実施状況

1 あり

実施日 令和6年4月18日

評価機関の名称 介護・医療連携推進会

結果の表示 1 あり 2 なし

2 なし

18. 衛生管理等について

- (1) 事業所は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っています。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において、感染症等の発生を防止するための措置等について、必要に応じて医療衛生企画課の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (4) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
- (5) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。

(6) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

19. 虐待防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備しています。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施しています。
- (4) 上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を選定しています。
虐待防止に関する担当者 管理者 逢坂 拓平
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

20. 業務継続計画の策定等について

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

21. 身体拘束

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

当事業者はサービスの利用に当たり、利用者に対して重要事項説明書を交付のうえ、サービスの内容及び重要事項の説明を行いました。

説明年月日： 年 月 日

事業者	住 所	京都市伏見区日野西風呂町 5 番地
	事業者（法人）名	医療法人新生十全会
	施 設 名	定期巡回随時対応型訪問介護看護
	（事業所番号）	2690900630
	代表者名	理事長 赤木 博 印

説明者	職 名 管理者	
	氏 名 逢坂 拓平	印

私は、重要事項説明書に基づいて重要事項の説明を受け、その内容に同意のうえ、本書面を受領しました。

利用者本人 住 所

氏 名

（署名・法定）代理人 住 所

氏 名

（利用者との関係： ）